人が未来−Next Technology Frontier®
株式会社アルプス技研

平成30年3月22日

各　　　位

会　社　名　株式会社アルプス技研
代表者名　代表取締役社長　今村　篤
（コード番号:4641　東証第一部）
問合せ先　取締役経営企画部長　渡邉信之
（TEL.　045−640−3700）

当社社員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、一定の条件を満たす社員を対象に譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

Ⅰ．本制度の導入趣旨

当社は、平成30年3月28日開催予定の第37回定時株主総会で株主の皆様のご承認が得られることを条件に、取締役に対する譲渡制限付株式による株式報酬の導入を進めておりますが、一定の条件を満たす業務執行役員以下当社社員に対しても、同様の譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）を導入いたします。

当社は、本年7月1日に創業50周年を迎えます。この創業50周年を第二創業の時として新たな未来を切り拓く決意をもち、全社一丸となって事業に取り組んでおります。このような状況の下、本制度の導入を契機として、これまで以上に役員と社員が株主の皆様と同じ目線に立って、継続的な企業価値の向上に努めてまいります。

Ⅱ．本制度の概要

本制度による付与対象者は、本勤続満5年以上で且つ満60歳未満の正社員、およびこれに準じる者（以下「対象社員」といいます。）を予定しています。なお、取締役に対しては、別途、株式報酬制度の導入を予定していることから、今回の譲渡制限付株式付与の対象とはいたしません。また、対象社員に対しては、全て一律に株式数を割り当てることを検討しております。

本制度は、対象社員に対し当社から本制度に基づく金銭債権を付与し、当該金銭債権の全部を出資財産として当社に現物出資させることにより、対象社員へ当社普通株式を発行又は処分し、保有させるものです。対象社員に対しては、現物出資するための金銭債権が当社から支給されるので、本制度の導入によって賃金が減額されることはありません。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象社員との間において、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、本割当契約により交付された株式（以下「本株式」といいます。）について、本割当契約に定める一定期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）中、自由に譲渡、担保の設定その他の処分をすることができないものとし、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償で取得するものといたします。本株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象社員が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

今回、本制度に基づき対象社員に対して当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、200,000株以内の予定とし、その発行又は処分の価額は恣意性を排除した形で算出を行い、対象社員にとって特に有利な価額に該当しない金額といたします。具体的な支給時期、支給金額、発行株式数、付与対象者の要件その他の本制度の具体的な内容については、今後の当社取締役会において決定いたします。

以上